

議案第 99 号

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 12 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例

甲府市市営住宅条例（平成 9 年 9 月条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「第 1 条第 3 号」を「第 1 条第 4 号」に改め、同条第 8 号中「第 69 条第 2 項」を「第 79 条第 2 項」に改める。

第 6 条中「第 21 条の」を「第 40 条の」に改め、同条第 1 号中「届け出」を「届出」に改め、同条第 2 号中「アからオ」を「アからカ」に改め、同号イ中「又は 18 歳未満の者」を削り、同号ウ中「小学校就学の始期に達するまでの者」を「18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者」に、「21 万 4 千円」を「25 万 9 千円」に改め、同号オ中「アからエ」を「アからオ」に改め、同号オを同号カとし、同号エの次に次のように加える。

オ 同居者が配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）のみであって、入居者又は配偶者のいずれかが 39 歳以下の者である場合 25 万 9 千円

第 56 条第 1 号中「上町住宅第三、上町住宅第四、東下条住宅第一及び東下条住宅第二」を「規則で定める住宅」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

提案理由

子育て世帯等の居住の安定確保等を図るため、市営住宅の入居者の資格要件を緩和する等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。